

資料6 (訪問系)	H21.9.29 (午後)
障害福祉サービス等に係る 事業者説明会	
千葉県障害者自立支援課	

障害福祉サービス支給決定基準の 一部改正について

平成21年9月29日
千葉県障害者自立支援課

1 経緯

平成21年度の障害福祉サービス報酬改定に伴う訪問系サービスの国庫負担基準の見直し等に伴い、本市の障害福祉サービス支給決定基準につきましても所用の改正を行うこととしました。

2 実施予定年月日

平成21年10月1日

3 改正の概要

- (1) 重度訪問介護及び行動援護対象者に係る一部サービス決定区分の標準支給量を変更します。

○ 重度訪問介護

標準支給量

(単位:時間)

		介護者あり	介護者に 制約有り	単身及び 準単身
区分6	改正前	157	197	236
	改正後	170	213	255

○行動援護

標準支給量

(単位:時間)

		介護者あり	介護者に 制約有り	単身及び 準単身
区分4	改正前	43	54	65
	改正後	44	55	66
区分5	改正前	57	72	86
	改正後	58	73	87
区分6	改正前	73	92	110
	改正後	76	95	114

上記の他共同生活介護入居者の提供区分に係る箇所等についても標準支給量を変更する予定です。

(2) 居宅介護に係る1回あたりの提供時間数の基準を新たに規定しました。

(単位:時間)

	身体介護	家事援助	通院等介助	通院等乗降 介助
新規設定	3	1.5	設定なし	-(設定不要)

※ 国の規定する標準的な1回あたりの利用時間と同様の規定としており、
現在までの本市における運用と同様です。

なお、当該時間数の設定について、標準支給量を超過する場合は簡易
ケアプラン作成により可否を判断することとしており、審査会への諮問等は
ございません。

(3) 重度障害者等包括支援について、国の報酬告示どおり「気管切開を伴う」
の規定を削除し、標準支給量を変更しました。

○ 標準支給量

- 45,500単位 → 80,000単位
- 介護保険対象者は
26,820単位 → 31,760単位

(4)居宅介護と重度訪問介護の併給規定について、同じ事業者が双方のサービスを提供できない場合の規定について、厚生労働省の見解どおり「同一の日に」限る旨の規定を追加。